

「子どもが行きたい学校」「子どもを行かせたい学校」という基本姿勢で学校づくりを進めており、全ての活動、教科、領域において子どもを中心とした生徒指導を推進していく。そこで、学校教育目標に照らし合わせ、児童の実態、地域・家庭の背景を踏まえ、児童の〈自律〉を促す教育内容をめざすことが重要と考える。

生徒指導上の諸問題が生じた場合は、次の5項目を基本とした組織的な生徒指導を行うことで、児童や保護者・地域からの信頼を得ることができる。次のような生徒指導の基準を定め、児童・保護者にもそれを周知し職員が同じ指導や対応をすることが重要である。（なお、本校の生徒指導規程は、昭和北中学校の生徒指導規程に準ずる）

- ① 事実確認（5W1H）をする。
- ② 個別指導をする。
- ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。（保護者連携）
- ④ 3者（学校・児童・保護者）での指導と改善の約束をする。
- ⑤ 事後経過の確認をする。

基本的には、上記の対応を複数教員で行い、正確な記録を残す。

1 服装・頭髪

【確認】

- ① 朝の会、朝会時に、教職員が点検活動を行い、違反児童を確認・指導する。（担任）
- ② 全教職員が服装・頭髪の乱れに対し、指導を行う。

【対応】

- ① 集団生活を営む上でルールの大切さ、守る義務について説明し理解させる。
- ② 学習にふさわしくない頭髪・服装については家庭連絡を行い、学校での指導内容を伝え、家庭での指導・協力を求める。（**肩につく長さの人は飾りのない目立たない色のゴムで結ぶ**、流行を追わない小学生らしい髪型にすることなどについても指導を行う）すぐに対応できないものについては期日を区切って改善してくるよう約束する。（担任）
- ③ 違反を繰り返す児童については、生徒指導部や学年教職員で指導にあたる。

【留意点】

- ① 全教職員が指導を行う。
- ② 違反に対しては、毅然とした態度で改善させる指導を行う。
- ③ 保護者の指導が難しい児童については、家庭連絡をとりながら、効果的な指導方法を考える。
- ④ 家庭連絡や家庭訪問・懇談会等で保護者に対し、規則や学校の現状を話題にしていき、協力を得られる体制をつくる。

2 遅刻・欠席

【確認】

- ① 朝の会、朝会時に、教職員が確認する。

【対応】

- ① 朝の会の時点で連絡がなく登校していない場合は、家庭連絡をする。（担任）
- ② 連絡のない遅刻・欠席があった場合、保護者に知らせて改善を促す。（担任）
- ③ 継続する場合は個別に指導をするとともに次のような対応をし、改善を図る。
 - ・ 1回目は**注意**。（担任）
 - ・ 2回目は**嚴重注意**。
 - ・ 3回目以降は保護者に知らせて、改善を促す。（担任）
- ④ 理由不明の遅刻・欠席が継続する場合、保護者と話し合いをする。
(校長、教頭、生徒指導主事、担任)

⑤ 関係機関との連携

【留意点】

- ① 遅刻の多い児童にはしっかりと理由を聞き、家庭とも十分連携をとった上で指導を行う。
- ② 違反に対しては、毅然とした態度で改善させる指導を行う。
- ③ 校門指導・遅刻指導を行い、遅刻者への指導を行う。

3 携帯電話・不要物

【確認】

- ① 所持していることが判明した場合は、速やかに確認をして職員室で預かる。

【対応】

- ① 学習に必要なものや携帯電話によるトラブルについての指導と説明を行い、学校へは持ち込まないことについて理解させる。
- ② 保護者に携帯電話・不要物を取りに来てもらい、取り扱いについて話をする。(校長, 教頭, 生徒指導主事, 担任)

【留意点】

- ① 児童の規範意識を高めるように、継続的に指導していく。

4 授業妨害

【確認】

- ① 授業者は職員室へ連絡する。
- ② 他の教職員が気づいた場合は様子を確認し、職員室へ連絡する。

【対応】

- ① 授業者はできるだけ事態の収拾を図る。
- ② 連絡を受けたらできるだけ複数の教職員で教室へ行き、該当児童を別の場所に移動させ、事情を聞く。
- ③ 他の児童の学習権を奪う行為で許されないことだと理解させ、集団生活のルールとマナーを指導する。(校長, 教頭, 生徒指導主事, 担当)
- ④ 「なぜ授業妨害を行ったのか。」「誰にどのような迷惑をかけたのか。」「今後、どのような行動を行うことが望ましいのか。」など、自らの行動を振り返らせる。
- ⑤ 家庭連絡をし、保護者に事実と指導内容を伝え、家庭での指導の協力を求める。

【留意点】

- ① 授業規律の必要性を認識させるように、継続的に指導していく。
- ② 違反に対しては、毅然とした態度で改善させる指導を行う。
- ③ 家庭連絡や家庭訪問・懇談会等で保護者に対し、規則や学校の現状を話題にする。

5 授業エスケープ

【確認】

- ① 毎授業の始めに児童の所在を確認する。(授業者)
- ② 授業の途中での出入りを確認する。(授業者)

【対応】

- ① 授業者は居場所の分からない児童の名前を職員室に連絡する。
- ② 連絡を受けたら複数の教職員で校内・学校周辺を捜す。※校内・学校周辺を捜しても見つけられない場合はすぐ家庭連絡をし、保護者に協力してもらう。
- ③ 該当児童を発見したら、事情を聞く。(校長, 教頭, 生徒指導主事, 担当)
- ④ 家庭連絡をし、保護者に事実と指導内容を伝え、家庭での指導の協力を求める。

【留意点】

- ① 授業規律を守ることの必要性を認識させるように、継続的に指導していく。
- ② 違反に対しては、毅然とした態度で改善させる指導を行う。

6 対教師暴力

【確認】

- ① 直接現場を目撃したり、それらしい行為があったりした場合は速やかに職員室へ連絡する。

【対応】

- ① 複数の教員で現場に急行し、事態の鎮静化に努める。重大な事件は速やかに警察等関係機関に連絡する。
- ② 関係児童をその場から別室へ移動させて、事情を聞く。
- ③ 関係職員からも事情を聞く。
- ④ 保護者に速やかに連絡をし、学校へ召喚し、事情を説明した上で指導する。

【留意点】

- ① 児童の規範意識を高めるように、継続的に指導していく。
- ② 違反に対しては、毅然とした態度で改善させる指導を行う。
- ③ 指導後の人間関係などに注意を払い、経過を観察する。(家庭と連携する。)

7 児童間暴力

【確認】

- ① 直接現場を目撃したり、児童・保護者から訴えがあったりした場合は速やかに事実を確認する。

【対応】

- ① 発見したり連絡を受けたりした場合は速やかに制止行動を行い、まず被害児童のけがの有無を確認する。重大な事件は速やかに警察等関係機関に連絡する。
- ② 加害児童・被害児童それぞれから事情を聞き、事実確認をする。
- ③ 加害児童の保護者に速やかに連絡をし、学校へ召喚し、事実と指導内容を伝え、協力をお願いする。(被害児童への謝罪も協議)
- ④ 被害児童宅へ家庭訪問等を行い、事実と指導内容を伝え、今後の支援についての方向性を伝える。

【留意点】

- ① 児童の規範意識を高めるように、継続的に指導していく。
- ② 違反に対しては、毅然とした態度で改善させる指導を行う。
- ③ 指導後の人間関係などに注意を払い、経過を観察する。(家庭と連携する。)

8 いじめ

【確認】

- ① 直接現場を目撃したり、児童・保護者から訴えがあったりした場合は速やかに事実を確認する。

【対応】

- ① 発見したり連絡を受けたりした場合は速やかに制止行動を行う。
- ② 加害児童・被害児童それぞれから事情を聞き、事実確認をする。(場合によっては、周りの児童からの聞き取りも行う。)
- ③ 加害児童の保護者に速やかに連絡をし、学校へ召喚し、事実と指導内容を伝え、協力をお願いする。(被害児童への謝罪も協議)
- ④ 被害児童宅へ家庭訪問等を行い、事実と指導内容を伝え、学校は全力で被害児童を守ることを伝える。

【留意点】

- ① 児童の規範意識を高めるように、継続的に指導していく。
- ② 「被害児童にもいじめられる要素がある」という考えでは指導せず、毅然とした態度で指導する。
- ③ 被害児童・保護者の思いを受け止め、安心して過ごせる環境づくりを心がける。
- ④ 継続的な教育相談などフォロー体制を確実に組む。

9 暴言

【確認】

- ① 教職員に対し暴言を言ったその時に対応する。

【対応】

- ① 言った事実について謝罪させる。
- ② 謝罪しない場合は、職員室に降りるよう言う。
- ③ 職員室に降りない場合は応援を要請し、複数の教員で降りるよう言う。
- ④ 謝罪させ、指導する。①～③の対応に従わない場合は保護者に連絡する。

【留意点】

- ① 言った事実に対して「何があろうと悪い」と指導した上で謝罪させる。教室では、なぜ言ったかは問わない。
- ② 保護者に示すためにも、聞き取りと指導内容を記録する。

1 0 器物破損

【確認】

- ① 破損状況を確認する。
- ② 児童等からより多くの情報を集める。

【対応】

- ① 直ちに複数の教員で現場に急行する。
- ② 関係児童から事情を聞き、事実確認をする。
- ③ 関係児童の保護者に速やかに連絡をし、学校へ召喚し、事実と指導内容を伝える。(修理または弁償についても協議する。)

【留意点】

- ① 児童の規範意識を高めるように、継続的に指導していく。
- ② 違反に対しては、毅然とした態度で改善させる指導を行う。

1 1 窃盗・万引き

【確認】

- ① 外部(店・警察など)からの連絡によって分かった場合、直ちに事実を確認する。
- ② 必要のある場合、迅速に現場へ行き、事実を確認する。

【対応】

- ① 個別指導を行い、速やかに状況を把握する。
- ② 今回の件が初回でないか、また、繰り返している場合はその頻度などを徹底して調べる。
- ③ 関係児童の保護者に速やかに連絡をし、学校へ召喚し、事実と指導内容を伝える。
- ④ 警察と連携を取りながら、対応に当たる。

【留意点】

- ① 事実確認は慎重に行う。(生徒指導主事、担当)
- ② 児童の規範意識を高めるように、継続的に指導していく。
- ③ 違反に対しては、毅然とした態度で改善させる指導を行う。
- ④ 事実確認が取れたら、再発防止の観点で保護者と話し合う。(謝罪・弁償など)

1 2 特別な指導

- ① 次の問題行動を起こした児童については、他の児童への影響も考慮し、保護者と連携・協議を行い、別室で特別な指導を行う。
 - (1) 法令・法規に違反する行為
 - ㉞盗難・紛失 ㉟窃盗・万引き ㊱器物破損 ㊲飲酒・喫煙
 - ㊳その他、法令・法規に違反する行為
 - (2) 本校のきまりに従わない行為
 - ㊴いじめ・暴力 ㊵指導に従わないなどの指導無視及び暴言、授業妨害など
 - ㊶その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- ② 特別な指導は1日とする。児童に改善が見られない場合は継続して指導する。
- ③ 特別な指導は、相談室で対応する。(校長、教頭、生徒指導主事、担当)
- ④ 特別な指導は、児童を別室において、面接、反省文の記入、生活指導や学習指導(授業)等を行い、生活や学習態度の改善を図る。
- ⑤ 対教師暴力や器物破損、窃盗・万引きなど、必要に応じて関係機関との連携を図っていく。